

水洗便所改造資金利子補給金交付申請書

年 月 日

松茂町長 様

住所
申請者氏名 印
電話番号

次のとおり水洗便所改造資金の利子補給を受けたいので、松茂町水洗便所改造資金利子補給要綱第5条の規定により申請します。

施 工 場 所			
指 定 工 事 店	住所 氏 名		
着 工 予 定 日	年 月 日		
完 成 予 定 日	年 月 日		
見 積 額	円		
補 給 金 振 込 先 金 融 機 関 等	農協・銀行 信用金庫		支店 支所
	預金の種類	普通(総 合)・当座	口座番号
	口座名義人		
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・松茂町排水設備指定工事店による工事見積書 ・金融機関による借入金の償還表の写し ・徳島県社会福祉協議会が行う貸付金又は徳島県が行う母子福祉資金若しくは寡婦福祉資金の利子補給を受けようとする者は、借受けていることを証する書類。 ・その他町長が必要と認めた書類 (個人情報提供に関する同意書等) 		
備 考			

同 意 事 項	<p>松茂町水洗便所改造資金利子補給要綱第3条第3項に係る私の町税等 (国民健康保険、介護保険料、各種公共施設使用料及びその他町の各種融資の償還金を含む。) 滞納の有無について、町長が関係当局に報告を求めることに同意します。</p>
---------	--

裏面

利子補給条件

1 対象工事

くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を廃止する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事とする。

2 利子補給を受けることができる者の要件

(1) 本町の公共下水道処理区域内の建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者で、かつ、公共下水道の供用開始の日から3年以内に改造工事を行い、条例第14条第1項に規定する検査において改造工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認められる者

(2) 官公署、会社及びその他の法人でないこと。

(3) 町税等(国民健康保険税、介護保険料、各種公共施設使用料及びその他町の各種融資の償還金を含む。)を滞納していない者

3 利子補給の対象工事額

改造工事1件につき10万円以上100万円以内において町長が定める額とする。ただし、徳島県社会福祉協議会が行う貸付金を借受ける場合は生活福祉資金貸付基準の規定による額とし、徳島県が行う母子福祉資金又は寡婦福祉資金を借受ける場合は母子及び寡婦福祉法施行細則による額とする。

4 利子補給対象期間

借入資金の利子の支払いが始まった日の属する月から起算して36月以内とする。

5 償還方法

取扱金融機関の定めるところとする。ただし、徳島県社会福祉協議会が行う貸付金を借受ける場合は、生活福祉資金貸付基準の規定による方法とし、徳島県が行う母子福祉資金又は寡婦福祉資金を借受ける場合は母子及び寡婦福祉法施行細則による方法とする。

6 利子補給金の交付決定通知

この申請について、内容要件を審査し、利子補給金の交付の可否を申請者に通知する。

7 利子補給金の交付の取消

次の条件のいずれかに該当する者については、利子補給を取り消すことがある。

(1) 偽りの申請又は不正の行為があったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他町長が取消しを必要と認めたとき。